

静岡県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年9月3日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,498
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 484,362
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区		選挙区		選挙区	
下田市・賀茂郡	18,759	富士市	69,719	掛川市	31,581
伊東市	20,209	富士宮市	36,637	袋井市・森町	28,153
熱海市	11,126	静岡市葵区	71,342	磐田市	45,355
伊豆市	9,030	静岡市駿河区	58,474	浜松市中区	64,592
伊豆の国市	13,733	静岡市清水区	67,154	浜松市東区	35,253
函南町	10,658	焼津市	38,235	浜松市西区	29,912
三島市	30,666	藤枝市	40,241	浜松市南区	27,700
清水町・長泉町	20,364	牧之原市・吉田町	20,310	浜松市北区	25,714
裾野市	14,193	島田市・川根本町	29,433	浜松市浜北区	26,495
御殿場市・小山町	28,989	御前崎市	8,910	浜松市天竜区	8,437
沼津市	55,128	菊川市	12,473	湖西市	15,997